

清川村住宅リフォーム助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民が個人住宅のリフォーム工事等を村内施工業者により実施した場合において、地域経済の活性化を促進し、併せて居住環境の向上を図ることを目的とする清川村住宅リフォーム助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自らが所有し、自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 住宅部分と事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となった建築物をいう。
- (3) 村内施工業者 村内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) リフォーム工事等 住宅（併用住宅の場合は、住宅部分に限る）の機能の維持及び向上のために行う補修、改善及び設備改善等、別表1に掲げる対象工事（村で実施している他の助成制度の対象となる工事を除く。）で、工事金額（併用住宅については、住宅と住宅以外の部分の工事内訳を分け、共有部分は比率で工事金額を按分した場合における住宅部分の工事金額とする。）が5万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものをいう。

(交付対象者及び補助対象事業)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請時において、1年以上本村に住民登録又は外国人登録を有し、対象となる住宅に居住している者
 - (2) 村内施工業者にリフォーム工事等を施工させ、かつ、年度末（3月31日）までにリフォーム工事等が完了する者
 - (3) 村税等の滞納がない者
 - (4) 清川村住宅取得奨励金制度の中古住宅における改修工事費用の補助を受けていない者（ただし、交付決定日から起算して3年経過したものは、この限りではない。）
- 2 補助の対象となる事業は、村内施工業者がリフォーム工事等を行う事業とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、リフォーム工事等の工事金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（以下「工事金額」という。）に次の各号に定める額とする。

- (1) 工事金額が10万円未満の場合 工事金額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。
- (2) 工事金額が10万円以上60万円未満の場合 工事金額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とし、上限を10万円とする。
- (3) 工事金額が60万円以上110万円未満の場合 15万円とする。
- (4) 工事金額が110万円以上の場合 工事金額から100万円を控除した額に2分の

1 を乗じて得た額に 10 万円を加算した額（100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とし、上限を 20 万円とする。

2 住宅 1 棟につき 1 回限りの助成とする。ただし、助成を受けてから 2 年度経過したものは、この限りではない。

（交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事等着手前に住宅リフォーム助成金交付申請書（第 1 号様式）に、次の書類を添えて村長に申請するものとする。

(1) 村内施工業者が発行した住宅のリフォーム工事等に係る見積書（写し可）

(2) 施工前のリフォーム工事等部分の写真

(3) その他、村長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 村長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について、住宅リフォーム助成金決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 7 条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（計画変更又は中止）

第 8 条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更又は中止をしようとするときは、住宅リフォーム変更（中止）承認申請書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて村長に提出し承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による事業計画の変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、住宅リフォーム変更（中止）承認通知書（第 4 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第 9 条 交付決定者は、該当する住宅のリフォーム工事等の完了後速やかに、住宅リフォーム助成金実績報告書（第 5 号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 村内施工業者が発行した住宅のリフォーム工事等に係る費用の支払いを証する書類（領収書写し等）

(2) 住宅のリフォーム工事等を行った部分の施工後の写真

(3) 住宅リフォーム助成金請求書（第 6 号様式）

(4) その他、村長が特に必要と認める書類

（審査及び支払）

第 10 条 村長は、前条の規定による事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定者からの請求に基づき助成金を支払うものとする。

2 村長が必要と認めるときは、対象となった住宅のリフォーム工事等の状況について、現地調査等を行うことができる。

（助成金の返還）

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の申請等に関し不正な行為があったとき。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条第4号関係）

	No.	リフォーム工事等の内容	備 考
対 象	1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム	リフォームによる撤去・移設・取替・新設・修理が対象。 設備・機器等の単独設置・交換工事は対象外。 対象外リストにあるものはリフォームによるものであっても対象外。
	2	給排水衛生設備工事	
	3	換気設備工事	
	4	電気設備工事	
	5	ガス設備工事	
	6	オール電化住宅工事	
	7	屋根の葺き替え、塗装及び防水工事	
	8	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しを含む。
	9	部屋の間仕切りの変更工事	
	10	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	
	11	床材、内壁材及び天井材の張替えや塗装等の内装工事	床は床材（フローリングや畳等）の張替えによる工事、床暖房（ガスや電気式）工事が対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象。
	12	換紙及び障子紙の張替えや畳の取替え（表替え及び裏返しも含む）	
	13	雨どい等の取替えや修繕	
	14	建具及び開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象。 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外。
	15	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）	
一 部 対 象	16	バリアフリー改修（手摺りの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	村で行っている助成制度を利用していない部分は対象。
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強等）	村で行っている助成制度を利用していない部分は対象。
対 象 外	18	新築工事、増築工事	
	19	車庫、物置、倉庫等の工事	
	20	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
	21	外構工事（門扉、ブロック塀、エントランス舗装等）	
	22	植樹、剪定等の植栽工事	
	23	下水道、合併処理浄化槽工事	
	24	雨水浸透ますの設置工事	
	25	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	26	雨水タンク設備の設置工事	
	27	防犯ライト・カメラの設置工事	
	28	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	29	空調・照明・調理器具等電化製品やガス・石油暖房器具等の購入・設置	他の対象工事を併せて行うLED照明工事は除く。
	30	家具の購入・設置	